

公益社団法人 日本国書館協会 図書館情報学教育部会

# 会報 第 107 号

2014(平成 26)年 7月 26日発行 編集・発行 図書館情報学教育部会

## 目 次

2013年度 第 2 回研究集会の報告 (2014年 3月 16日 (日) 開催)

テーマ：検討！ 図書館員養成のための教育課程編成ガイドライン

報告(1) 「『これからの図書館（情報）学部会の在り方について（答申）』および『IFLA図書館情報学専門職教育プログラムのためのガイドライン』について」 (野末俊比古 青山学院大学准教授、図書館情報学教育部会幹事 三浦太郎 明治大学准教授、図書館情報学教育部会幹事) .....	1
報告(2) 「欧州の図書館員養成ガイドラインについて 一ボローニャ・プロセスを中心に一」 (中島幸子 梅花女子大学准教授) .....	3
報告(3) 「北米の図書館情報学教育の近況 一アメリカ図書館協会の認定基準改訂一」 (アンドリュー・ウェルトハイマー ハワイ大学准教授) .....	6
質疑応答 .....	8
参加者の感想 教育の質保証としての仕組みに期待 (笠井詠子) .....	11
参加者のアンケートから .....	12
2014年度 全国図書館大会分科会のご案内 .....	14

## 2013年度 第 2 回研究集会の報告

日 時：2014年 3月 16日 13:50～16:30

場 所：近畿大学会館

出 席 者：28名

<報告(1)>

「『これからの図書館（情報）学部会の在り方について（答申）』および『IFLA図書館情報学専門職教育プログラムのためのガイドライン』について」

野末 俊比古 (青山学院大学准教授、  
図書館情報学教育部会幹事)

三 浦 太 郎 (明治大学准教授、  
図書館情報学教育部会幹事)

### 1. 答申の背景

日本図書館協会図書館情報学教育部会（答申当時は図書館学教育部会。以後、単に部会と記す。）は、第28期の活動のもと将来構想検討委員会を設置し、部会長より委員会に対して、(1)短期的な部会運営の在り方について、(2)中長期的な部会運営の在り方について、の 2 点の諮問をおこなった。直接的な背景には協会の公益社団法人化に伴う部会運営の変更があったが、同時に、部会の社会的役割が昨今見えにくくなっている

るのでないかとの問題意識から発したものでもあった。委員会ではこれを審議し、2013年10月に答申をまとめた。委員メンバーは、大谷康晴、荻原幸子（部会幹事）、小山憲司、野末俊比古（主査、部会幹事）の計4名である。答申全文は部会報106号に掲載したので、そちらをご覧いただきたい。

## 2. 中長期的な部会運営の在り方について

研究集会では答申内容のうち、主として中長期的な運営に関連する提言を取り上げた。

委員会ではまず、部会の果たすべき社会的役割は図書館情報学教育の質保証にあること、そしてそれを政策提言できる団体を目指すこと、の2点が確認された。その上で、(1)図書館情報学担当教員の認証を行うこと、(2)図書館情報学課程でどのような教育が望ましいかをガイドラインの形で示すこと、(3)結果的に優れた図書館員の養成につながることで社会貢献を果たすこと、が重要との考えを提示した。これを実現するには、関係団体等との連携協力や部会員の増加が不可欠であることは言うまでもない。

今回の研究集会の目的は、特に(2)のガイドラインについて、諸外国の動向を探り、日本で導入する場合の可能性や課題等について忌憚のない意見を出し合うことにより、望ましいガイドラインの姿を模索することにある。具体的には次章のIFLAガイドライン、報告(2)の欧州のボローニャプロセス、報告(3)の北米における図書館情報学教育課程の認定基準改訂を取り上げた。

## 3. 『IFLA図書館情報学専門職教育プログラムのためのガイドライン』について

図書館情報学（LIS）教育の指針となるガイドライン策定の国際動向について、中島幸子氏、アンドリュー・ウェルトハイマー氏から発表いただく前に、まず、国際図書館連盟（IFLA）で公表された標記ガイドライン Guidelines for Professional Library/Information Educational Programsを取り上げる。

IFLAでは、2000年、LISプログラムの枠組みづく

りを目的とするガイドラインが策定されたが、その後、社会におけるインターネットの急速な拡大、遠隔教育i-Schoolの導入、隣接領域（アーカイブズ学や博物館学）における養成の変化といった状況を受け、2012年7月、教育研修分科会（Section of Education and Training: SET）において改訂版が作成・発表された。担当責任者はケリー・スマス教授（南オーストラリア大学）である。日本語訳は、昨年、JLA国際交流事業委員会の監訳したものが『現代の図書館』51巻1号に掲載されている。

このガイドラインの目的は、世界中のLIS教育機関に対し、実践の指針を提供すること、および、国レベルの認証評価要件の基盤をつくりだすことにある。全7章からなり、各章に「達成目標」（Objectives）と「原則」（Principles）が明記されている。

最初の「G.1 大きな枠組み」では、まず「達成目標」として、LIS教育を高等教育（大学）レベルで展開し、研究のための博士レベルを設けることが指摘されている。そして「原則」として、公式文書に使命（ミッション）を明記すること、および、政治的・社会的・経済的・実務的視点や、専門職の価値観を取り入れるべきことが記される。また、各国・各地域のガイドラインに盛り込まれる要素として、プログラムの根本原理、専門分野、提供される養成レベル、教育・サービス・研究上の価値観、社会で認識される役割といった事項が挙げられる。計画と評価にあたっては、教職員や実務家の関与が必要である点も述べられている。

続く「G.2 カリキュラム要素」では、「達成目標」として、デジタル化への対応を図るとともに、地域固有の（indigenous）視点を盛り込まなくてはならない点が指摘されている。そして「原則」として、以下11の要素が挙げられる。

1. 情報環境、2. 情報の生成、
3. 情報ニーズ、4. 情報の伝達過程、
5. 情報資源管理、6. 情報分析、
7. 図書館サービスとICT技術、
8. ナレッジマネジメント、9. 運営、
10. 評価、11. 地域固有の枠組み

このうち、とりわけ、地域固有の先住民の知識構造に言及されているが、これは、先住民を抱えるオーストラリア、カナダ、アメリカなどの図書館界での関心がガイドラインに反映されたものと言えよう。

「G.3 カリキュラム」では、「達成目標」として、LIS分野の研究や実践の理論的枠組みを提供するよう求められる点が指摘される。そして「原則」では、一般教育（専門教育の基盤となる人間的素養の涵養）の重視や、汎用性の高い問題解決能力の育成に重点が置かれるべきことが謳われる。また、専門職団体の教育的ポリシーに基づく理念が必要とされる点にも言及されるほか、実習・インターンシップなど実践を通じた理解の重要性、オンライン学習など新しい教育方法の導入、講習によって継続的に研修を行っていく必要性も述べられている。

「G.4 教職員」では、「達成目標」として、LIS教育プログラムに携わる教職員が、親機関の同列部門と同等の地位・権限を有すべき点が指摘されている。そして「原則」には、教員数を確保すべきことや、専任教員の資質として、高い研究能力、技術力、教育力とともに、持続した研究業績、専門職団体への積極的参加が必要であることが挙げられる。さらには、非常勤教員や教員以外の事務・秘書・技術系職員の配置についても言及される。

「G.5 学生」では、「達成目標」として、公開された基準に基づいて学生を選考することや、受験生の知的関心、適性、教育的背景、多様性を考慮すべきことが述べられている。そして「原則」では、学生募集、入学者選考、経済的支援、クラス分け、教育的・事務的な規則のいずれの側面においても、決して差別を設けてはならないことが明記される。このほか、学習プログラムでは、学生が自分のキャリア願望を満たすために、首尾一貫して履修できるよう支援することも指摘されている。

続く「G.6 支援」では、「達成目標」として、質の高い支援と施設を保証しなくてはならないことが主張される。そして「原則」として、LIS教育の管理職や教職員が、教育機関内外の関連分野の専門職と意思疎

通を図るべきことや、学生数、教員数、職員数、教育資源、施設に応じた財政支援が必要である点に考慮が払われている。

最終章「G.7 教育資源と施設」では、「達成目標」として、教育施設は最新状態を保ち、十分な質と量を備えるべきことが記されている。そして「原則」では、学生・教員が最新・適切な図書館資源にアクセスできること、そこには、電子形態の出版物やオンラインツール、コンピュータ機器、インターネット情報源などが含まれることが指摘されている。

今後、本部会における中長期的課題として、図書館員養成（図書館情報学教育）のための教育課程編成ガイドラインを策定していく上で、これら諸項目の検討には価値があると思われる。

## ＜報告(2)＞

### 欧洲の図書館員養成ガイドラインについて —ボローニャ・プロセスを中心に—

中島 幸子（梅花女子大学）

#### はじめに

本発表ではヨーロッパの図書館情報学教育（以後、LIS教育）の動向について報告した。ガイドラインという具体的なものではなく、ボローニャ・プロセスと呼ばれる欧州の教育改革の中で、LIS教育がどのように取り組まれたかについて、刊行された報告書を中心にまとめた。

#### 1. ボローニャ・プロセスとは

1999年、ボローニャ（イタリア）においてヨーロッパ29か国の教育大臣会議が行われ、その時に「2010年までに「ヨーロッパ高等教育圏」（EHEA）を設立する」という宣言が出された。これがボローニャ宣言（Bologna Declaration）である。この宣言の目的は、

ヨーロッパ高等教育を魅力あるものにして、ヨーロッパのみならず、世界中から人が集まり、雇用が生まれ、それがヨーロッパの発展につながるということである。

ボローニャ・プロセス（Bologna Process、以後BPという）は、この宣言の後10年間にEHEA設立のためになされた一連の取組みの過程を指しており、現在は終了している。BPの目標は以下の6つである。

- ①欧州で通用する比較可能な学位制度の確立
- ②学部と大学院の2サイクルを持つ教育制度導入
- ③欧州間単位互換制度（ECTS）の導入
- ④学生、教職員の流動化の促進
- ⑤教育の質保証における評価の基準や方法論についてヨーロッパ域内協力の推進
- ⑥高等教育におけるヨーロッパ的視点

設立されたEHEAは、現在もこれらの目標の一層の達成に向けて活動している。

## 2. ヨーロッパのLIS教育のカリキュラム改革

ヨーロッパのLIS教育の大半は、学部の学科、プログラム（課程もしくは専攻）として存在している。図書館員養成については、現在でも、現場の図書館などが提供するコースでの養成が多いため、大学で図書館情報学を修めたものは、上級の司書として認定される（仏、独）。米国に見られるような、大学のLIS教育プログラムを職能団体（図書館協会など）が認定しているのは英国のみである。

BPに呼応するために、ヨーロッパのLIS教育機関の取り組みとして、まず、LIS教育の見直しをするためのカリキュラム改革プロジェクトが設置された。このプロジェクトには、ヨーロッパのLIS教育の専門家約150人が協力して、インターネットを使ったバーチャル形式の討議や対面式のワークショップ、セミナーを開催し、それらを意見集約した。その結果は2005年に「電子図書」の形で、プロジェクトの報告書が刊行された。

このプロジェクトの短期目標には、次の事項があげられている。

- ①BPの目標をLIS教育にあてはめた場合の課題
- ②欧州のLIS教育としてのコアカリキュラムの適合

性と内容を調査

- ③欧州における現在のカリキュラム開発の見直し
- ④欧州のLIS教育における協働とネットワークを奨める機会の確認

## 3. ヨーロッパのLIS教育改革におけるBPの影響

BPの目標のなかで、まずLIS教育プログラムに適応されたのは、3つの学位レベルへの取り組みであった。学士－修士－博士の3つの学位レベルを設置し、各レベルの学位プログラムにおいて、修業年限、履修単位、期待される資格、獲得される能力が提示された。

次に、LIS教育のカリキュラムについてアンケート調査が実施され、収録が多く、コアと考えられる比率の高い10の主題領域について内容が調査、検討された。10の主題領域は、①情報探索と情報検索、②図書館経営と振興、③知識管理、④知識組織化、⑤情報リテラシーと学習、⑥図書館と社会-歴史的視点、⑦情報の自由なアクセスへの障害、⑧文化遺産とそのデジタル化、⑨多文化情報社会における図書館、⑩ヨーロッパの文脈における文化の仲介、である。

この中で、「情報探索と情報検索」は収録、コアの比率が100%であった。「図書館経営と振興」多くの機関で重要視されており、経営概念的な視点に加えてマーケティング理論が強調されている。

LIS教育を考える要件としては、①情報専門職のプロフィール、②LISとLIS教育の領域、③学習と教授の配慮事項などが取り上げられている。

まず、情報専門職のプロフィールであるが、一つは従来的な仲介者、これは保存庫としての図書館での技術的な仕事である。もう一つは、社会的な機関としての図書館での情報管理や専門的な知識やスキルを持つ専門職である。その資格は、入門レベルとしてLIS学士レベルが望ましいが、上位資格として修士学位の取得が考えられている。これはBPの学位の3サイクル制度の導入により可能であるとしている。

次にLISとLIS教育の領域については、ヨーロッパのLISに存在する2つのアプローチを考慮する必要がある。文書パラダイムと情報管理パラダイム（利用者

の情報アクセス機能を含む)である。文書パラダイムは、「蔵書構築」を中心とし、情報源、知識の組織化と情報検索、組織と管理(文化政策、情報政策、法制)である。情報管理パラダイムは、「図書館は社会へサービスする」ことを中心として、情報のコンテンツ、情報システム、利用者、情報提供者、組織(情報生産者、図書館、情報センターまで含む)などである。

北欧にみられる中間的なパラダイムは、「変化に対応する図書館」を中心概念として、新しい利用者ニーズ、社会の要求、環境変化に対応する図書館であり、図書館の役割は、学習、多文化主義、市民権の助成としている。

3つ目の要件である「学習と教授の配慮事項」については、教授内容は学習成果と結びついており、学生の学習の質を評価することが求められている。従来の講義式授業ではなく、少人数の討論、クラス企画の分担、制作、発表、ディベート、概念化(定式化)などを行い、個人研究の奨励とその発表、評価を行い、主題を説明、弁護することによって、深く理解することができるとしている。しかし、このことに対しては適切な教授方法を形成する必要があることはいうまでもない。

報告書では、学生の学習の質を評価するために学習成果モデルが提示されている。知識の理解、知識の応用と理解、判断、横断的技能というカテゴリーに分けて具体的な内容が示されている。このモデルは、BPのめざすグローバルな図書館情報専門職の世界で、国際的、互恵的な公平性を持つガイドラインを策定するために学術機関や雇用者に役立つものと言える。

雇用の可能性はBPの質的指標の一つとされており、学生の成功が雇用に結びつくと考えれば、LISカリキュラムは、常に社会のニーズの変化に対応することが重要なのである。現在の状況を鑑みると、その変化への対応は「テクノロジー」であるとするならば、LISカリキュラムはもっと情報技術的な内容を取り込むべきであるともいえる。実際に米国の“i school”にみられる専門化の傾向は否めないが、では図書館はすべてコンピュータ化されるのかといえば、そうではない部

分も重要なのである。このことについての答はまだ出でていないというべきかもしない。

#### 4. ヨーロッパのLIS教育改革から学ぶもの

以上、ヨーロッパのLIS教育の取り組みを見てきたが、日本におけるLIS教育改革へのヒントがあるとするならば、司書課程レベルとそれ以外のLIS教育機関が存在する現状で、教育のレベルを明確にし、相互の流動性の保障を考えることであろう。特に大学院レベルにおいては、透明性、公平性を確保していく必要があるのでないかと考える。

#### 参考文献

1. Lorring, Leif & Kajberg, Leif, eds. *European Curriculum Reflections on Library and Information Science Education.* Copenhagen, The Royal School of Library and Information Science. 2005.  
[http://www.library.utt.ro/LIS\\_Bologna.pdf](http://www.library.utt.ro/LIS_Bologna.pdf)  
〈2014.5.1 参照〉
2. Spink, A. & Heinstrom, J. eds. *Library & Information Science Trends and Research: Europe.* United Kingdom, Emerald, 2012.
3. "Bologna Process-European Higher Education Area." <http://www.ehea.info/> 〈2014.5.1 参照〉

<報告(3)>

## 北米の図書館情報学教育の近況 —アメリカ図書館協会の認定基準改訂—

アンドリュー・ウェルトハイマー  
(ハワイ大学)  
翻訳：安里 のり子 (ハワイ大学)

### 1. 認定制度の歴史

アメリカ図書館協会（ALA）の認定制度は、カーネギー財団の要請で行ったウィリアムソンの公立図書館と図書館学校に関する調査報告に起源を持ちます。カーネギー財団はALAに資金を与え、図書館職教育委員会を設置させました。これが現在のALA認定委員会の前身です。財団は図書館専門職の教育に関して各種の機構を通じて援助し、ALA認定委員会の設置はその一つです。

初期の認定校の基準は、各種の学校（例えば、通信教育や夏の特別学校、学部の学生用や2年生の大学等）を認めていました。そして財団はリサーチスクールの設置やジャーナル、そして教科書を編纂することによって、専門職教育の向上をはかりました。その後基準は徐々に向上了し、1951年には修士学位を必要とするようになりました。その当時の基準は、例えば学生何人に対して教員が何人いなければならないとか、図書館には図書館学の本が何冊なければならないとか、目録のスペースはどのくらいなければならないとか厳格に規定されていました。

しかし、1988年の基準ではこのような厳格な規定ではなくなり、個々の学校の特色やゴールを尊重するようになりました。そして各学校の目標とすることが達成されているかの進展状況を審査するようになりました。この基準の緩和により各学校のクラスのサイズやコース、テクノロジーの教育、フォーカスエリアなどにおいて特色ができるようになりました。

### 2. 図書館情報学教育の現行の問題点

この様に、基準は緩やかになりましたが、2000年頃

までは、同時に問題点もでてきました。最大の問題は、情報学に重点をおくアイ・スクールの発展です。これらの学校では学士レベルでの学位も出します。アイ・スクールの教員はいろいろなバックグラウンドを持っていて、学校の名称に「図書館学」がつくことを嫌います。彼らは伝統的な図書館学の中核となるコースがアーキビストや情報管理職にどれほど重要であるのかということとその価値について疑問視しています。彼らはALAの認定を維持していくために作成しなければならない、膨大な書類の量にも不満を訴えています。

もう一つの問題点は、オンラインプログラムの発達です。オンラインで学位を取得する学生の数は増加しています。特に、アメリカでは家族や仕事をもつている大人の学生が占める割合が大きく、オンラインは非常に便利な学位取得方法です。しかし、雇用者や保守的な図書館学教員はオンラインやアイ・スクールの学生が図書館の業務に充分な理解を持っているか、また実務の経験度が21世紀の図書館員として対応できるのか疑問を抱いています。また学生たちもこれらのオンラインプログラムは就職市場での競争を激しくしていると批判しています。このように図書館情報学のプログラムは情報学との管轄問題やオンラインプログラムなど、認定制度の必要性や基準と関係する問題を内包しています。

### 3. 認定基準の改訂：SLO の導入

昨年12月、ALA認定委員会は認定基準改訂の草案を発表し、会員から広く意見を募りました。これは2008年の基準が採択されて以来、認定委員会による最初の主要な改訂です。多くの改訂部分は重複を排除する等の歓迎されるべきものです。草案の中で新しく加えられた項目は以下のようなものでした。

VII1 プログラムは以下の項目において、継続的な検定と評価がなされていることを示す明確な記録を有すること

VI.1.1 ミッション、ゴールと目標の達成

VI.1.2 カリキュラムとその改善がデータに基づいている

VI.1.3 学習目標の達成は適切な直接的又は間接的方法で評価されている

VI.1.4 個々の学生の学習結果は適切な直接的又は間接的方法で評価されている

VI.1.5 運営、経営と資源

VI.2 プログラムは査定と評価の結果がいかにシステムティックにプログラムの改善と将来の計画に使われているかを実証する

VI.3 プログラムは査定と評価の過程で、学生、教員、スタッフや卒業生など、プログラムの構成員や関係者を含むこと

I.2 明確な学習目標を設定することは、プログラムの非常に重要な部分である。これらの学習目標は学生が卒業するまでに、何を知識として持ち、また何ができるなければならないかを明記すべきである。また、学習目標は教員に学習に対しての期待値を理解させ、カリキュラムを通じて一貫性を持つことにつながる

これらの条項が認定基準に採用されたことは、過去10年程の北米の教育動向に精通している方には驚くに値しないでしょう。それは益々管理的な傾向にあるということです。シラバスやレッスンプランによる指導の際の目標や内容を評価の対象にするのではなく、学生の学習成果 (Student Learning Outcome=SLO) を示す具体的な証拠の提示を要求しているのです。

教育の専門家によればこのアプローチは幼稚園から12年生の低学年教育のためにデザインされたものだということです。その延長にあるのはテストのための教育です。高等教育においては、学生の思考力を養う授業ではなく、試験対策を容易にする指導方法であると考えられています。

現在は全ての大学の部局は学習成果を用いる評価の方向に向かっています。その理由は大学やカレッジはその地域の高等教育組織により認定され、学習成果による査定は認可制度の基準の一部になっているからです。同様に、高等教育認定評議会 (Council for Higher Education Accreditation) はALA 認定委員

会に学習成果の査定データを公表することを義務づけています。ですから、各図書館学校はウェブサイトなどで公表しなければなりません。

#### 4. ハワイ大学図書館情報学プログラム

では、次にハワイ大学図書館情報学プログラムでのSLO の導入とその実施方法を紹介します。最初のステップは毎年行う戦略計画会議で学習目標を見直しました。学習目標を決定する際に、ALA のコア・コンピタンス、専門職の基本文書、そしてプログラムの特徴であるハワイという地理的要素を考慮し、それらをベースにしました。私たちは以前は同様な作業を「指導目標の設置」として行っていましたが、それと異なる点はある学習項目が「カバー」された、授業で紹介された、クラスで討議されたでは充分ではない点です。それはSLOを査定していないからです。ですから、この作業の第一段階はどのコースにどのSLOが内包され、評価されるかを検討しなければなりませんでした。

実際には、この方法を導入するために教員は学生に出す課題や宿題も変更しなければなりませんでした。新しい課題を作成することの他にもSLOから導かれた新評価段階も作成しました。これは、従来の学生の論文を評価することと、大差がないように思われるかもしれません、SLOを導入するということは、これらのデータを収集し数値化することに留まりません。SLOをカリキュラムの再評価や学生の学習経験全体を見直す基盤にするということです。SLOの提唱者は学習成果を数値にし、データを公表させることで、学校の教育達成度を教育関係者や認定機関が判断できるようになりますが最終目的としてあるのです。

今年の1月、フィラデルフィアでALAの冬期大会がありました。そこでALA認定委員会は認定基準に関する公聴会を開き、オンラインによる「バーチャル・タウン・ホール」も2月には開催されました。そして認定基準改訂に関する意見や提案はALA年次会でも受け入れられ、10月24日まで継続されます。修正案は2015年1月のALA冬期大会で公表される予定です。

注) SLOの理論と実践に関しては以下を参照。

Diane Ravitch, *Reign of Error: The Hoax of the Privatization Movement and the Danger to America's Public Schools*, New York, Knopf, 2013.

Anna H. Perrault, Vicki Gregory, and James Carey.  
"The Integration of Assessment of Student Learning Outcomes and Teaching Effectiveness," *JELIS*, 43(4), 2002, p.270-282.

ALA認定基準改訂の最新草案は以下を参照。

[http://www.ala.org/accreditation/?page\\_id=326](http://www.ala.org/accreditation/?page_id=326)

## ご予定ください

来る9月、教育部会は下記2件のイベントを共催します。

多くの会員の参加をお待ちしております。  
詳細は、固まり次第、部会ホームページにも掲載します。

◆9月6日(土)、7日(日)

日本図書館文化史研究会2014年度研究集会  
(於:熊本学園大学)

<http://jalih.jp/events/events.html#syuukai>

◆9月14日(日)

西日本図書館学会平成26年度秋季研究発表会  
プレイベント  
(於:広島文教女子大学)

## 質疑応答

(敬称略)

司会:野末俊比古

司会:今回の趣旨は、図書館員養成のための教育課程編成ガイドラインの作成を開始するにあたり、諸外国の動向を皆様と共有しつつ、今後の論点を整理することにある。個別の質問への回答から始めたい。

須永和之(國學院大学):(中島先生に対する質問)

①実際に、ボローニャプロセスを受け入れている大学・大学院の図書館情報学のカリキュラムはどうなっているのか。(例えば)イタリアの図書館職員養成はどうなっているのか。

②フランスなどでは、書店員も図書館情報学の資格を取得しているらしい。ヨーロッパでは書籍や情報に関わる資格として、図書館司書の資格が用いられているのか。

中島幸子(梅花女子大学):

①ボローニャプロセスの目標は多様であるが、例えば、単位互換制度は80%が実施しているなど、部分的にではあるが教育制度に受け入れられている。各国の動向について、例えばスペインについては、「現代の図書館」には、スペインのグラナダ大学における図書館情報学教育の現状が詳しく記載されている。(浜口美由紀「スペインの図書館情報学教育について--EU加盟国の中の図書館情報学事情」現代の図書館43(1)(通号173)2005.3)イタリアに関しては、文部科学省による平成17年の調査報告「諸外国の公共図書館の報告」([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/toshou/houko/ku/06082211/004.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/toshou/houko/ku/06082211/004.pdf))によれば、「公的位置付けが不明確で、図書館法の条文に司書資格の記述はない。有資格者は少なく、採用試験でも必須ではない。」とある。またカリキュラム改革のプロジェクトチームに、パルマ大学の教員が積極的に関わっており、エストニアの大学との交換プログラム(ジョイントプログラム)を実施している。

②フランスの図書館職員の資格は非常に複雑であり、

コースも多様であるために、書店員がどのような資格を取得するかは定かではないが、プロジェクトでは図書館情報学教育の対象者を、出版や博物館・文書館の関係者や情報流通に関わるアグリゲーターなど、非常に幅広く設定しており、これらの人々も図書館情報学教育を受けるべきだという記述はある。司書の資格ではなく、情報専門職という位置付けが普及しているととらえている。

**須永**：昨年末に、図書館職員のための問題集というイタリアの出版物を購入したが、そこには600問程度の問題が掲載されていた。また、「ボローニャ」プロセスということからイタリアについて質問させていただいた。

**三浦太郎**（明治大学、教育部会幹事）：（ウェルトハイマー氏に対する質問）

①ハワイ大学の図書館情報学教育のガイドライン（SLO）には具体的にどのような項目が含まれているか。

②ALA認定の具体的なプロセスについて教えてほしい。

**ウェルトハイマー／安里**（ハワイ大学）：

①ハワイ大学のカリキュラム改訂においては、ALAによりコアコンピタンスが発表されたり、SLO（Student Learning Outcomes）というガイドラインが出されたりと、最近の5年間は、次々と出される新たな状況に振り回されたというのが実感である。SLOは5つの項目から構成されており、各項目はさらに細分化されている。例えば、SLO1では「図書館専門職の哲学や綱領に基づいて、資料の収集・組織・提供を行うことができる」としており、このことをさらに細分化した内容をSLO1の1.a、1.b・・・として表した。SLO5にはハワイの独自の文化を背景とした先住民を重視する内容が組み込まれている。次に、それぞれのクラスの達成目標がSLOのどの項目に該当するのかを明示した。その際には、学生のグループプロジェクトなど、特定のSLOの達成度が具体的に評価できる課題をあたえ、その達成度を数値として提示す

ることが必要である。（単に講義で話しただけでは、特定のSLOをカバーしたことにはならない。）さらに、各クラスにおけるSLOの項目に対する適合の程度を示す、いわゆるループリックを作成した。これらに基づき、学生の提出したレポートがループリックにどの程度適合しているかを点数化したもの（例えば、そのテーマに該当していれば1点、論理的な構成でまとめられていれば2点など）と、それに対する教員のコメントが、SLOの達成に対するエビデンスとなる。

②ALAの認定作業は6年ごとに行われる。前回の認定にあたっては、公立図書館長などの外部委員（4～6名）による訪問調査が実施された。（滞在費等は大学の負担であった。）訪問調査の趣旨は、事前に大学が提出した自己点検報告書の内容に関するエビデンスの収集にある。卒業生や学生、教員等のインタビュー調査も実施された。調査結果は27ページ程度の報告書として認定委員会に提出された。認定委員会ではALAの年次大会で報告書の内容の検討や学科長の口頭試問を実施する。その他に、年次報告書として、（教員数、学生数などのありとあらゆる）統計を毎年提出し、隔年でプログラム全体の報告書を提出する。

**藤間 真**（桃山学院大学）：SLOの推進の背景における、教育学の方法論は何か。また、基本文献なども教えて欲しい。

**ウェルトハイマー／安里**：SLOは、ブッシュの政権の時代から始まったノーチャイルド・レフト・ビハンド法に対する批判を背景としている。SLOの理論的研究に関しては、後ほど資料を送るので、それを参考にして頂きたい。

**田窪直規**（近畿大学）：日本においては、司書資格を取得したとしても、ほぼ司書にはなれない状況を前提とした議論が必要であると考える。アメリカの大院は、司書養成の専門職養成に限定していると理解しているが、日本では司書にとどまらず、情報社会の各分野で花形として活躍できる人材養成を目指した図書館情報学教育のガイドラインを作成する必

要があるのではないか。

藤間：関連して、日本の状況では多くの司書が非正規雇用であるが、その点についてガイドラインではどのように検討するのか。

司会：今回のガイドラインにおける司書の労働市場に関するご質問であるが、将来構想検討委員会では、ガイドラインの作成を提言するにとどまっており、この件に関しては議論が必要である。ご意見をいただきたい。

三浦：先ほど中島先生から、ヨーロッパでは図書館の他に文書館、博物館、出版社などの隣接業界でも図書館情報学の教育を受けた人材が求められているという状況が紹介されたが、日本ではそこまでの状況には至っていない。司書養成以外の関連科目をカリキュラムにどのように組み入れていくかについては、ガイドライン作成における論点の一つであると理解している。また、日本における図書館情報学教育は、図書館の実務を重視する体系となっており、情報学の理論的側面に関する内容は欧米と比較して希薄であるという状況も、ガイドライン作成において検討するべきであると考えている。司書と、司書以外の労働市場を想定した検討が必要であると考える。

田窪：図書館以外の領域でも有効な科目を戦略的に設置する必要があると考えている。例えば近畿大学では、「出版流通書店論」を設置している。もちろん、司書養成の部分を手放すわけではない。

中島：ボローニャプロセスは流動性を重視しており、国や地域に関わらず学び、働くことができるることを目標としている。また、報告書ではlibrarianよりもinformation professionalという用語が多用されており、図書館司書養成のみを想定しているのではないことがわかる。ただし現状では、国によって司書養成の教育システムが様々であるため、学士レベルで図書館情報学教育を受けた人材が情報専門職となることの標準化を目指している。今回のガイドライン作成においては、司書課程と図書館情報学の専門教育との違いが大きいことも論点となると考える。

ウェルトハイマー／安里：ALAの認定制度は、学生

が認定された学校で修士号を取得することにより、アメリカの図書館で仕事ができることを目的としている。ただし、ハワイ大学ではLISがコンピュータ系の学科に設置されているため、図書館のみならず情報関連業界への就職にも対応できるカリキュラムとなっている。Googleに就職した卒業生もいる。

司会：ガイドラインの対象に関してフロアからご意見をいただきたい。

藤間：司書講習の受講生の多くは、図書館への就職を希望しているが、多くの図書館では非正規職員を求めており、実際には非正規職員の司書を養成している状況にあることは否めない。従って、図書館情報学の領域ではないかもしれないが、非正規職員に関する労働法制なども、教育内容として組み込む必要があるのではないか。

司会：ガイドラインの作成にあたり、どのような対象者、あるいは、どのような労働市場を想定するかという論点に関する貴重なご意見に感謝する。

田窪：認証は、各大学での創意工夫、切磋琢磨が可能な状況において有効であると考える。すなわち、各大学のカリキュラムの自由度とのパッケージで検討していく必要があるのではないか。現行では、大学での創意工夫の等の余地があまりにも少ない。

司会：藤間先生から「今回の教育部会の動きは、中教審→文科省→学術会議の流れで作られている「参照基準」とどのように関係づけるのか。また、第三者評価機関への働きかけは予定されていますか。」という質問が寄せられているが、今の田窪先生のご意見と関連していると思う。国・文科省等の動向は、いわゆるデジタルスタンダードであり、（私見だが）教育部会では業界のデファクトスタンダードを検討すると理解している。従って、両者の動向は両立するものと考えている。続けてご意見を伺いたい。

藤間：質問について補足する。学術会議は、各学協会にデファクトスタンダードの提出を求めることがあるのではないか。そうであれば、教育部会は学術会議の（例えば）情報学会議と、どのように関連づけるのか、あるいは関連づけないのかということが、

一つの方向性になると思う。また、日本の大学は、7年に1度の第三者評価により認証を受ける制度があるが、その第三者評価の一部として部会による認証基準を提供するような働きかけが必要ではないかと考えている。

司会：非常に重要な論点だと考える。

小田光宏（青山学院大学、教育部会会長）：日本学術会議の「参考基準」の作成については、学士力の質の担保が背景にあり、卒業に必要な科目を対象としている。従って、司書課程については第三者評価の対象外とされている。こうした現状において、学術会議との連動の可能性はあり得るのか、ご存知の事項やご見解を伺いたい。

藤間：一般的な動向として、二巡目に入った第三者評価では、教育内容よりも、どのような学生を育てるかを重視する傾向にあり、（ガイドラインも）こうした観点での検討が必要ではないか。また、例えば情報処理学会においては、情報学の参考基準作成のシンポジウムを開催している。図書館情報学教育の分野でも、参考基準を作成し情報発信をしていくような取り組みが必要であると考える。

司会：ガイドラインの作成や認証評価の検討を開始するにあたり、様々な論点が出されたと考える。貴重なご意見をいただけたと思う。教育部会ではこうした機会を継続的に設定していく予定なので、是非今後ともご意見をいただきたい。また、制度設計への参加もお願いしたい。ご登壇の先生に拍手をお願いする。

（文責：荻原幸子）

## …………… 参加者の感想 …………

### 教育の質保証としての仕組みに期待

笠井詠子

（同志社大学嘱託講師）

実のところ、今回のテーマが「図書館職員養成のための教育課程編成ガイドライン」であることを理解しないまま参加してしまった。それどころか、個人レベルを含めた認証制度全体について取り上げるものと勝手に思い込んでいた。その思い込みに引きずられたまま話を聴いていたため、ガイドラインとは直結しない感想になってしまったかと思うがお許しいただきたい。

研究集会に参加して思い浮かんだキーワードは「ティーチングポートフォリオ（以下、TP）」である。TPは、教員の教育活動を振り返って自ら記した、エビデンスを付した教育業績の記録のことである。TPを作成することは教育実践を見直す取り組み或いは仕組みとして行われるFD活動の一つと言える。さらには教員の昇進や採用の資料として活用するなど、大学・教員双方にメリットがある。今後検討していく認証制度の中にこのTPを取り入れてはどうだろうか。TPは既にある程度整った仕組みであり、それを活用することは効率化という意味で一つの手だと考える。

「これから図書館（情報）学教育部会の在り方について（答申）」において、教員等の個人レベルの認証についてはポイント制が提案されている。私は基本的にポイント制に賛成であるが、ポイントの対象となる項目は多様な活動から設定することを望む。さらには、大学・教員の研究重視・教育重視といった機能分化が進んでいる現状に合わせた制度を設計することも必要だと考える。仮に認証制度があらゆる活動からポイントを獲得することで認証する仕組みだとしたら、それは機能分化とは方向性が異なる。誰もがマルチプレイヤーである必要性はないのではないか。一方で、特定の活動のみで獲得したポイントで認証するとしたら、それはそれで偏りが有ると言わざるを得ない。ポ

イント制による認証については、教員等を取り巻く環境を考慮した制度設計が必要だと思う。

ガイドラインの作成や認証制度の設立は中長期にわたる事業活動である。であれば途中で部会長や関連委員の交代も有り得るはずである。その際、事業の方向性や運用方法などが変わってしまわないよう、一貫性の保持が肝要だと考える。

された話題を短時間で受け止め消化するのは厳しかった。今回はスタート（第1回）だったのでこれでよいと思うが、議論を深めるためにMLや掲示板の活用など検討してみてはどうか。

- ・時間が足りなかった。
- ・図書館の現状を踏まえると適切だと思いますが、日本の他分野や文科省の動きから見ると、JABEEが来た段階とは言わないまでも、中教審の質保障答申の段階で企画されなかったことの遅れを自覚した動きが必要だと思います。関連学協会へも視野を広くもっていただければと思います。

#### 質問5 今後の部会の活動に対するご意見

- ・今日参加して、部会の状況がよくわかりました。ありがとうございました。
- ・公共図書館の完全直営主義が事実上破たんしている現在、指定管理者制度の導入に一方的に反対する論拠がなくなっています。『公立図書館の任務と目標』は自治体直営主義、貸出至上主義で時代錯誤的だと思います。これから図書館制度・経営論を教えるうえでどのような現実的な方向性、方法がありうるか、知恵を共有できたらありがとうございます。
- ・部会活動が今後やりにくくなる危惧を感じるが、部会長はじめ部会役員の皆様、めげずに頑張ってください。部会員の我々も大いにサポートします。
- ・短期的なものと長期的なものといった形で、今後も[今回のテーマを] 採り上げてほしい。

#### 回収できたアンケート 11名

##### 質問1 協会会員・部会員かどうか

日本図書館協会・図書館学教育部会会員	10
上記以外の日本図書館協会会員	1
日本図書館協会非会員	0

##### 質問2 テーマの設定について

適切だった	11
適切でなかった	0
どちらともいえない	0

##### 質問3 内容について

適切だった	11
適切でなかった	0
どちらともいえない	0

##### 質問4 今回の集会に関するご意見

- ・今後を展望するテーマ設定。人の集まりが悪くても、今後とも継続して取り上げていってください。
- ・「ガイドラインは、十分な議論を経ないと未来をもじらるものになりかねない。」と思いました。今後もその機会、情報の提供をよろしくお願いします。
- ・もう少し早めに開催通知をいただけるとありがたい。
- ・新しい動向を知る上で、極めて有意義であった。
- ・中長期的なテーマ、大きなテーマであったので、提供

# 2014年度 全国図書館大会分科会のご案内（つづき）

## <午前の部>

テーマ： これからの学校図書館と学校図書館専門職員  
— 文科省報告書（2014年3月）を中心に —

### 予定されているプログラム：

9:30－ 9:40	開会挨拶
9:40－10:00	報 告「文部科学省の学校図書館施策について」 内藤敏也（文部科学省初等教育局児童生徒課課長）
10:00－10:30	基調報告「文科省報告書の学校図書館担当職員（いわゆる「学校司書」）について 大串夏身（昭和女子大学人間社会学部特任教授）
10:30－10:50	報 告 (1) 「文科省調査研究協力者会議に参加して」 堀部尚久（横浜市立並木中央小学校校長）
10:50－11:10	報 告 (2) 「文科省調査研究協力者会議に参加して」 加藤容子（岡山県津山市立北陵中学校学校司書）
11:10－11:25	休憩
11:25－12:25	研究討議
12:25－12:30	閉会挨拶

## <午後の部>

テーマ： (仮)「世界の図書館情報学教育」

### 予定されているプログラム：

14:00－14:05	開会挨拶
14:05－17:25	報 告 (1) IFLA 報 告 (2) ALA（米国） 報 告 (3) AzLA（アリゾナ） 報 告 (4) KLA（韓国） 報 告 (5) JLA（日本） 討 議
17:25－17:30	閉会挨拶

# 2014年度 全国図書館大会分科会のご案内

日 時： 2014年11月1日（土）午前9時30分～

会 場： 明治大学 駿河台キャンパス

〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1

＜午前の部＞ 9：30～12：30 学校図書館部会（合同開催）、全国学校図書館協議会（共催）

テーマ： これからの学校図書館と学校図書館専門職員

—文科省報告書（2014年3月）を中心に—

趣 旨： 学校司書の配置をめぐって近年大きく状況が変わってきた。2012年度予算に学校図書館担当職員（学校司書）の配置について約150億円が地方財政措置で予算化され、2013年度、2014年度も継続された。学校司書は自治体が置くべき職員となったと考えることができる。2013年8月には現職の学校司書6名を含む有識者を委員とする文部科学省「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議」がスタートし、2014年3月末日、同会議の報告書が公表された。この分科会では、報告書の内容を中心にこれからの学校図書館のあり方と学校図書館専門職員の果たす役割を考える。

予定されているプログラム：

裏面をごらんください。

＜午後の部＞ 14：00～17：30 国際交流事業委員会（共催）

テーマ： （仮）「世界の図書館情報学教育」

趣 旨： 日本の図書館員養成の現状と課題を考えるにあたり、世界のそれぞれの国や地域で抱えられている問題点を整理し、議論することは有益である。第100回記念を迎える今年の全国図書館大会では、国際図書館連盟（IFLA）、アメリカ図書館協会（ALA）、アリゾナ州図書館協会（AzLA）、韓国図書館協会（KLA）など、海外の諸団体から発表者を迎えることを予定しているが、それぞれの発表者から各国・地域の図書館員養成の現状を報告いただいた上で、図書館情報学教育の最新動向や、今日の図書館員に求められるスキル、さらには履修カリキュラムの質的保証、基準の設定といった共通の課題に対する解決方法を探る。

予定されているプログラム：

裏面をごらんください。

総合司会：図書館情報学教育部会幹事

編集担当 〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35 関西大学文学部 村上泰子

Tel. 06-6368-0467 E-mail: [yasuko@kansai-u.ac.jp](mailto:yasuko@kansai-u.ac.jp)